

香南市第2期障害者基本計画

人にやさしく、充実した暮らしを共に支え合うまち こうなん



平成29(2017)年3月
香南市



計画の趣旨

本市は、平成18年3月の4町1村合併以降の最初の障害者に関わる基本計画として、平成19年度～28年度を計画期間とする「香南市障害者基本計画」を策定し、市民や地域の関係機関等と協働しながら、障害者施策を総合的・計画的に推進してきました。

この間、障害者を取り巻く社会環境は大きく変化し、国は「障害者基本法」の大幅な改正をはじめとした国内法の整備をすすめ、障害者の概念も障害者施策の方向も大きく転換されました。また、人口減少・少子高齢社会の本格的な進展、経済状況の低迷、東日本大震災に代表される大規模災害の発生等、障害者の暮らしに大きく影響する事象が発生し、このような社会情勢の中で、障害者が安心して生活できる環境整備の必要性が一層高まっています。

そこで、国の動向や障害者の生活実態やニーズを見極めるとともに、第1期計画の取り組みと進捗状況を検証し、「香南市第2期障害者基本計画」を策定します。

計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
振興計画			第2次（改定予定）									
地域福祉計画	現行計画 (H25～H29)		次期計画予定									
障害者 基本計画			第2期（今回策定） (H29～H38)									
障害福祉計画	第4期 (H27～H29)		第5期 (H30～H32)			第6期予定 (H33～H35)			第7期予定 (H36～H38)			

計画の対象と範囲

本計画は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

計画の策定方法

この計画は、障害者団体関係者、社会福祉関係者、民生委員・児童委員、学識経験者等からなる「香南市障害者基本計画策定委員会」で話し合いながら策定しました。

いろいろな人の意見を計画に反映させるため、障害者（児）アンケート調査を実施し、関係団体・事業者などに聞き取り調査を行いました。また、県の機関からも意見をいただきました。



香南市の障害のある人の状況

障害者の人数

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があります。手帳を持っている人は、平成27年度末現在のべ2,346人で、香南市の人口の6.9%にあたります。

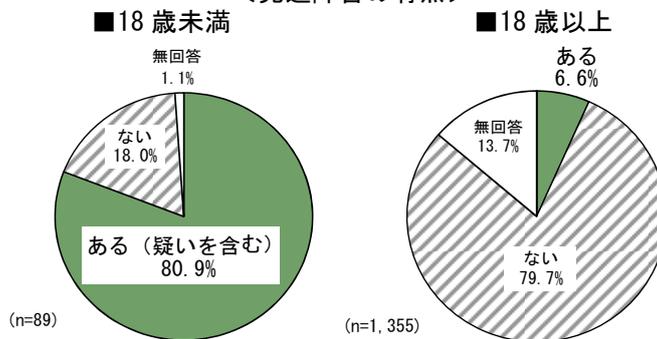
身体障害者手帳を持っている人は年々減少していますが、療育手帳や精神障害者手帳を持っている人は年々増えています。

	人数	総人口に占める比率
身体障害者手帳所持者	1,909	5.6%
療育手帳所持者	265	0.8%
精神障害者保健福祉手帳所持者	172	0.5%
合計	2,346	6.9%

※総人口は平成27年10月1日現在の住民基本台帳人口（34,018人）

しかし、障害者手帳を持っている人だけが障害者ではありません。精神障害者は必ずしも手帳を持っていませんし、治療が難しい難病のある人も約320人います。また、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性症（ADHD）、学習症（LD）、チックなどの発達障害のある人は、生まれつき脳の発達が通常と違っており、生きにくさを感じています。こうした人たちは、福祉・保健・医療、教育・療育などのほかに、地域において様々な支援が必要です。

<発達障害の有無>



※障害者計画策定のためのアンケート調査より

障害者が考えている課題やニーズ

【課題】

- ◎親亡き後の生活の見通しがたたない。（住まいを含む）
- ◎困ったことがすぐに伝えられないので、理解してもらいにくい。
- ◎支援学校が近くにない。
- ◎高齢化・重症化する障害者への対応。
- ◎外出手段に最も困る。（身体障害者）
- ◎災害についての話し合いも、福祉避難所との連携もできていない。
- ◎大規模災害発災時の避難や避難所について不安が大きい。

【ニーズ】

- ◎障害者（児）の緊急対応。（ショートステイ）ができる支援施設の整備。
- ◎グループホームの整備。
- ◎重度障害者（児）を常に受け入れられる体制。
- ◎障害者理解のための教育の徹底。
- ◎障害者に対する広報の充実。

人にやさしく、充実した暮らしを 共に支え合うまち こうなん

障害の有無に関わらず、市民一人ひとりが互いを認め合い、共にかげがえのない個人として尊重し、障害者が自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら能力を最大限に発揮し、自己実現ができる支援をすると共に、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去し、住み慣れた地域で、それぞれが共生して自分らしく充実した暮らしがおくれるまちの実現をめざします。



1. 共生社会に向けた意識啓発と差別の解消
2. 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
3. すべての人にやさしい生活環境の整備
4. 地域福祉の推進

1. 利用者本位の生活支援の充実
2. 雇用・就業の促進
3. 保健・医療の充実

5ページへ

4ページへ

6ページへ

1. 日中活動の充実
2. 余暇活動等の充実

2

地域で自立して
暮らすために

1

共に認め合い、
支え合って
暮らすために

3

いきいきと、
楽しく
暮らすために

4

子どもの健やかな
発育のために

5

安全・安心に
暮らすために

1. 防災対策の推進
2. 防犯対策の推進

7ページへ

1. 切れ目のない療育・支援体制の確立
2. 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

6ページへ



共に認め合い、支え合って暮らすために

～広報・啓発、情報アクセシビリティ、生活環境、地域福祉～

基本目標 1

障害者（児）が障害を理由に差別を受けたり、障害への配慮がないことで生きづらさを感じることなく暮らせるよう、障害や障害者（児）への正しい理解と認識を深めるための啓発広報、障害の特性に配慮した情報取得やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、すべての人にやさしい生活環境の整備を推進します。

共生社会に向けた意識啓発と差別の解消

施策方針1

- 啓発広報活動と相互理解の促進
- 福祉に関する教育の推進
- 障害を理由とする差別解消と合理的配慮[※]の推進

情報アクセス・コミュニケーション支援の推進

施策方針2

- 障害の特性に配慮した情報提供・情報収集の充実
- コミュニケーション支援の充実

すべての人にやさしい生活環境の整備

施策方針3

- 福祉のまちづくりの推進
- 外出支援の充実

地域福祉の推進

施策方針4

- 総合的な福祉のまちづくりの推進
- 地域福祉の担い手の確保・育成

※合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

地域で自立して暮らすために

～生活支援、保健・医療、雇用・就業～



基本目標 2

地域での暮らしに必要な住まいの確保、ニーズに応じた多様な在宅福祉サービスの提供、経済的支援など自立を支える取り組みを進めます。また、働く意欲がある障害者が一般就労できる環境づくりとともに、働く喜びを実感し、生きがいを持って働けるよう福祉的就労の場の充実に努めます。さらに、自らの能力を最大限発揮し、必要な支援を受けながら自分らしく生活していくために、障害の原因となる疾病等の発生予防と早期発見・早期治療につなぐための保健・医療の充実を図ります。

利用者本位の生活支援の充実

施策方針1

- 総合的な相談支援体制の整備と充実
 - ・相談支援体制の充実
 - ・多様な相談窓口の充実
 - ・専門的な相談支援機関の周知啓発の推進
- 居住支援の推進
- 地域生活を支えるために必要なサービスや支援の確保・充実
 - ・居宅サービスの充実
 - ・補装具、日常生活用具の給付と事業の周知
 - ・レスパイトケア※の充実
 - ・各種生活支援制度の周知と利用促進
 - ・地域生活支援拠点等の整備
 - ・介護保険制度との連携強化

雇用・就業の促進

施策方針2

- 障害者雇用の促進
 - ・一般就労への移行促進
 - ・職場定着支援の充実
 - ・雇用主への支援の推進
- 福祉的就労の充実
 - ・福祉的就労の場の確保
 - ・福祉的就労施設の経営安定への支援

保健・医療の充実

施策方針3

- 障害の原因となる疾病等の予防・治療の推進
 - ・新生児、乳幼児の「障害」の予防、早期発見、早期対応
 - ・生活習慣病の予防対策の充実
 - ・外傷等に対する適切な治療の推進
- 医療サービスの充実
 - ・適切な医療サービスの充実
 - ・医療費の軽減
- 精神保健医療の充実
 - ・心の健康づくりの推進
 - ・精神保健、医療の提供等
- 難病に関する施策の推進

※レスパイトケア

障害者の家族に対して、一時的に一定期間、介護から解放し、休息とリフレッシュを提供することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助。



いきいきと、楽しく暮らすために

～日中活動、文化芸術・スポーツ活動、地域活動～

多様な学習・文化・スポーツ活動等を通じて、交流や仲間づくりを支援するとともに、障害者の余暇活動の充実を図り、障害の有無に関わらず、共に地域活動や文化芸術活動、スポーツに参加できる環境づくりを進めます。

日中活動の充実

施策方針 1

- 日中活動・日中の居場所の充実

余暇活動等の充実

施策方針 2

- 余暇活動・地域活動等への参加促進
 - ・余暇活動、地域活動についての情報提供と参加機会の確保
 - ・文化、スポーツレクリエーション活動の充実
- 障害者団体等の自発的な活動への支援



子どもの健やかな発育のために

～生活支援、保健・医療、療育・教育～

障害のある子ども一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫した療育・支援が行える体制の整備を進めます。

そして、家庭や家族への情報提供や相談支援を行い、身近な地域において必要な支援を受けることができる体制づくりを進め、障害の有無に関わらず、可能な限り共に学ぶことができる仕組み（インクルーシブ※教育システム）の構築と、発達の段階に応じた適切な支援の提供に努めます。

切れ目のない療育・支援体制の確立

施策方針 1

- 切れ目のない療育・教育体制の確立
- 療育の充実
 - ・障害の発生予防、早期発見、早期対応の推進
 - ・発達障害等への適切な支援の推進
 - ・子育て支援の充実

一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

施策方針 2

- インクルーシブ※教育システムの構築
- 障害児教育の充実
 - ・特別支援教育の推進
 - ・多様なニーズに対応する教育の充実
 - ・教育環境の整備

※インクルーシブ

「包み込む」「包含する」という意味。「インクルーシブ教育」とは、障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。



基本目標 5

安全・安心に暮らすために

～防災、防犯・消費者対策、権利擁護～

南海トラフ巨大地震をはじめ大規模な自然災害から守るため、地域における防災体制の整備等、防災・減災のための基盤づくりを進めます。また、発災時の避難情報の伝達方法や安否確認の実施、避難所生活での環境的配慮や障害の理解等、災害に備えた取り組みを、日頃からの見守り活動や避難訓練等を通じて進めます。

防災対策の推進

施策方針1

- 啓発・情報提供体制の充実
 - ・障害者等への啓発の推進
 - ・情報の提供体制の整備
- 防災対策の推進
 - ・災害に強い地域づくりの推進
 - ・災害時要配慮者の支援体制の整備
 - ・避難場所の整備等

防犯対策の推進

施策方針2

- 防犯・安全対策の推進
- 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
- 権利擁護の推進
 - ・虐待の防止・早期発見
 - ・成年後見制度等の利用促進

香南市第2期障害者基本計画 [概要版] (平成29年3月発行)

編集・発行

香南市福祉事務所

〒781-5292 香南市野市町西野 534-1

電話：0887-57-8509 (直通) FAX：0887-56-1148 (直通)

